

## 提出された意見の概要及び総務省の考え方

提出意見	考え方
<p>平成11年郵政省告示第162号の改正案に関する意見</p> <p>○ 改正案の別表第五号 無線設備を使用するデジタル端末において、端末設備の種別ごとに記述される電気的条件等のうち、「無線設備規則第四十九条の六の三、第四十九条の六の四に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップ又は毎秒3.6864メガチップ、第四十九条の六の五に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップの無線設備を使用する端末設備」に対する電気的条件等の「9 その他」において、「この場合において、「移動電話端末」とあるのは「当該端末」と、「移動電話用設備」とあるのは「伝送設備」と読み替えるものとする。」の記述が削除されております。改正案においてこの記述が削除された場合であっても、電気的条件等の「9 その他」に記述されている端末設備等規則第二十二条第二号、第二十三条及び第二十六条から第二十八条までの規定は、従前と同様に、適合することを条件とすることに変更無いことをご確認いただきたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>改正案において、当該記述を削除することとした理由は、端末設備等規則の該当条項の規定の条件に「適合すること」が要件となることから、読み替えて当該条件に当てはまることを規定する必要がないため、今般の改正を機に、当該記述を削除することとしていたものです。したがいまして、ご意見にあるように端末設備等規則第二十二条第二号、第二十三条及び第二十六条から第二十八条までの規定は、従前と同様に、「適合すること」を要件とすることに変更はありませんが、規定の明確化を図るため、「規定に適合すること」から「規定する機能と同等の機能を備えること」と修正いたします。</p>